海上保安庁

（総務部長）海上保安官　内波　謙一
国土交通省に出向させる
（気象庁総務部長）国土交通事務官　岸本　邦夫
海上保安官（総務部長）に転任させる
一等海上保安監を命ずる
（第二管区海上保安本部長）海上保安官　野俣　光孝
気象庁に出向させる
（第十一管区海上保安本部次長）同　時枝　俊次郎
第二管区海上保安本部長に昇任させる
（総務部情報通信課長）同　檀垣　幸策
第十一管区海上保安本部次長に転任させる
一等海上保安監を命ずる
（交通部安全課交通管理室長）同　坪上　浩治
総務部情報通信課長に昇任させる（以上一月一日）
（宮崎海上保安部日向海上保安署長）海上保安官　堀木　勝
鹿児島海上保安部付に配置換する
（鹿児島海上保安部巡視船おお すみ運用司令長）同　前畠　学
宮崎海上保安部日向海上保安署長に転任させる
細島港長を命ずる
（宮崎海上保安部長）同　楠　勝浩
細島港長を免ずる（以上一月四日）

最高裁判所

札幌家庭裁判所判事　近藤　壽邦
宇都宮家庭裁判所判事に補する
宇都宮家庭裁判所長を命ずる
東京家庭裁判所判事　清水　研一
札幌家庭裁判所判事に補する
札幌家庭裁判所長を命ずる
東京高等裁判所判事　吉田　徹
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事　河野　清孝
東京家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上二十三年十二月二十三日）
那覇家庭裁判所判事　筏津　順子
広島高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
那覇家庭裁判所判事　高麗　邦彦
那覇家庭裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所長を命ずる（以上二十三年十二月二十四日）

○定年退官
判事田中亮一は二十三年十二月二十二日限り定年退官
判事上原裕之は二十三年十二月二十三日限り定年退官

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

鳥取労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年１月 10 日

鳥取労働局長　森田　啓司

第４号中「１時間694円」を「１時間695円」に改める。

国　家　試　験

平成 24 年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行

平成24年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行に関し必要な事項を決定したので、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第９号）第３条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年１月 10 日

国土交通省土地鑑定委員会委員長　鎌田　薫

	短　答　式　試　験	論　文　式　試　験
試験地	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県（注１）	東京都、大阪府及び福岡県（注１）
試験期日及び時間割等	平成24年５月13日（日） 不動産に関する行政法規　10：00～12：00 不動産の鑑定評価に関する理論　13：30～15：30	⑴平成24年８月４日（土） 民法　10：00～12：00 経済学　13：30～15：30 ⑵平成24年８月５日（日） 会計学　10：00～12：00 不動産の鑑定評価に関する理論（論文問題）　13：30～15：30 ⑶平成24年８月６日（月） 不動産の鑑定評価に関する理論（論文問題）　10：00～12：00 不動産の鑑定評価に関する理論（演習問題）　13：30～15：30
	試験は、筆記の方法で行う。（各試験とも共通）	
受験願書配付期間	平成24年２月13日（月）から平成24年３月９日（金）まで（各試験とも共通） 各都道府県主管課及び国土交通省（本省のみ）で配付する。 なお、「試験案内」も併せて配布する。（注２）	
受験願書受付期間等	電子申請　平成24年２月17日（金）から平成24年３月９日（金）まで ・電子による申請の場合は、国土交通省オンライン申請システムにより受け付ける。（注３）	
	書面申請　平成24年２月24日（金）から平成24年３月９日（金）まで ・書面による申請の場合は、受験者の住所地を管轄する各都道府県主管課において受け付ける。（注４）	
合格発表及び官報公告	平成24年６月29日（金）（予定）	平成24年10月19日（金）（予定）
	国土交通省及び各都道府県に掲示して行い、あわせて、国土交通省ホームページにも掲載する。（各試験とも共通）	
	（官報公告） 平成24年７月６日（金）（予定）	（官報公告） 平成24年11月２日（金）（予定）

（注１）　試験地は、受験者が希望する試験地を選択できる。申込後の試験地の変更は、原則として認められないが、当委員会が認めた場合に限り、申込後においても試験地の変更を認める。

（注２）　受験願書の請求を郵送で行う場合は、角形２号（縦33.2㎝、横24.0㎝程度）の返信用封筒（返送先住所を記入及び140円分の郵便切手を貼付）を「不動産鑑定士試験受験願書等請求」と赤字で書いた封筒に入れ、都道府県主管課へ郵送する。

（注３）　電子申請による場合は、国土交通省オンライン申請システムによる指定の様式となり、同システムを利用するためには、事前に手続きが必要となる。

（注４）　都道府県庁に持参する場合は、受付庁の正規の執務時間内に提出されたものに限る。郵送による場合は、受験願書受付期間内の日付の消印のあるものに限る。